川崎都市計画生産緑地地区の変更 (川崎市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

	区を次のように変更する。
面積	備考
約 264.9 ha	高津区梶ケ谷4丁目地内において、箇所番号20及び21を廃止す る。
	高津区北見方1丁目地内において、箇所番号81を廃止する。 高津区下作延5丁目地内において、箇所番号104及び315を廃止
	する。 高津区下作延4丁目地内において、箇所番号106を廃止する。 宮前区菅生1丁目地内において、箇所番号189を廃止する。
	宮前区西野川3丁目地内において、箇所番号401を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号410を廃止する。
	宮前区初山1丁目地内において、箇所番号467を廃止する。
	宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号530及び534を廃止する。
	宮前区東有馬3丁目地内において、箇所番号542を廃止する。
	宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号555、566及び56 7を廃止する。
	宮前区野川本町2丁目地内において、箇所番号715を廃止する。
	多摩区宿河原1丁目地内において、箇所番号67を廃止する。
	多摩区宿河原3丁目地内において、箇所番号77を廃止する。 多摩区宿河原6丁目地内において、箇所番号83を廃止する。
	多摩区菅稲田堤2丁目地内において、箇所番号116及び121を廃
	止する。 多摩区菅城下地内において、箇所番号154を廃止する。
	多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号296を廃止する。
	多摩区登戸地内において、箇所番号340を廃止する。
	中原区中丸子地内において、箇所番号157を縮小する。
	高津区下作延5丁目地内において、箇所番号105を縮小する。
	高津区明津地内において、箇所番号156及び305を縮小する。
	高津区子母口地内おいて、箇所番号170を縮小する。
	宮前区土橋6丁目地内において、箇所番号302を縮小する。
	宮前区西野川2丁目地内において、箇所番号387を縮小する。
	宮前区東有馬4丁目地内において、箇所番号556を縮小する。
	多摩区東生田3丁目地内において、箇所番号356を縮小する。
	麻生区上麻生7丁目地内において、箇所番号92を縮小する。
	麻生区千代ケ丘8丁目地内において、箇所番号265を縮小する。
	麻生区栗木3丁目地内において、箇所番号387を縮小する。
	麻生区万福寺4丁目地内において、箇所番号431を縮小する。

面積	備考
約 264.9 ha	中原区井田2丁目地内において、箇所番号23を拡大する。中原区井田三舞町地内において、箇所番号32を拡大する。 中原区下小田中1丁目地内において、箇所番号80を拡大する。 高津区子母口地内おいて、箇所番号169を拡大及び縮小する。 高津区新作2丁目及び宮前区野川本町1丁目地内において、箇所番号181を拡大する。 宮前区有馬7丁目及び有馬8丁目地内において、箇所番号69を拡大する。 宮前区で生1丁目地内において、箇所番号199を拡大する。 宮前区平2丁目地内において、箇所番号351を拡大する。 宮前区四野川1丁目地内において、箇所番号351を拡大する。 宮前区西野川1丁目地内において、箇所番号390を拡大する。 宮前区町野川地内において、箇所番号390を拡大する。 宮前区馬絹6丁目地内において、箇所番号623及び624を拡大する。 宮前区平5丁目地内において、箇所番号623及び624を拡大する。 宮前区平5丁目地内において、箇所番号629を拡大する。 タ摩区長沢4丁目地内において、箇所番号529を拡大する。 多摩区長沢4丁目地内において、箇所番号9を拡大する。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、道路として公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。